

# 海技免状（操縦免許証）返納不能届

下記の事由により返納することができないことを届け出します。

## 海技免状（操縦免許証）減失顛末書

下記のとおり海技免状（操縦免許証）を減失したので、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第12条第4項（第88条第4項）の規定により届出をします。

万一、減失した下記海技免状（操縦免許証）を、後日発見したときは、直ちに返納いたします。

平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

フリガナ

氏名

生年月日 M・T・S・H 年 月 日生

本籍地の 都道

都道府県 府県

住所

電話番号

(代理するもの)

氏名 海事代理士 福林 洋美

住所 東京都港区芝浦4-22-2

電話番号 03-5730-2040

記

1.海技免状（操縦免許証）の種類 級 (小型・航海・機関・内燃・通信・電子通)

2.海技免状（操縦免許証）の番号

3.減失事由とその状況（該当する番号に○をつけ、必要事項を記入して下さい。）

①海中に落した

場所：

時期：

②盗難にあった

場所：

時期：

③紛失した

保管していた場所：

見当たらなくなった時期：

④誤って捨てた

捨てた場所：

時期：

⑤その他（減失の場所、時期を含めて具体的に記入して下さい。）

[

]

官  
庁  
記  
事  
欄

自動車運転免許証

健康保険証

その他

船員手帳

パスポート